

事務連絡
令和2年4月3日

居宅介護支援事業所 管理者 様

小美玉市福祉部介護福祉課長

居宅介護支援事業所における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より介護保険サービスの適切な運営にご協力いただき御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所における業務の臨時的な取り扱いについて、厚生労働省等の通知をもとに、以下のとおりお問い合わせの多い内容について整理いたしましたので、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。開催しない場合は、担当者への照会内容、開催しなかった理由や経緯等についても記録すること。

2 モニタリングについて

介護支援専門員が、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者から訪問を拒否されており、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）ができない状態にある場合には、「特段の事情」に該当するものとしてよい。またその場合、減算は行わない。

なお、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録し、可能な限り電話等により利用者の状況把握に努めること。

3 アセスメントについて

介護支援専門員、利用者家族又は利用者に風邪症状等の体調不良がある場合、面接の趣旨を説明してもなお訪問の拒否があった場合には、電話等によるアセスメントを行ってもよい。

連絡をした日、聞き取った内容は記録し、体調が回復又は感染症の流行が落ち着いた時点で改めて、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。

4 退院・退所加算について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については病院等の職員と面談以外で情報収集や電話・メールなどを活用するにより、算定することが可能である。

※ 本件の取扱いについては、一律に「訪問は不要」「会議は不要」等というものではありません。従事者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資するご対応をお願いいたします。

参 考

- ・介護保険最新情報「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第3.4.5報）
- ・小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・居宅介護支援事業におけるモニタリングについて（通知文 令和元年11月8日付）

小美玉市介護福祉課 介護保険係
TEL：0299-48-1111（内線番号3116）